

令和2年神審第35号

裁 決

瀬渡船A釣客負傷事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官大野浩及び同官高木省吾出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1箇月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生年月日時刻及び場所

令和2年2月24日11時00分

高知県足摺岬南西方沖合

2 船舶の要目

船 種 船 名 瀬渡船A

総 ト ン 数 9.1トン

登 録 長 14.30メートル

機 関 の 種 類 ディーゼル機関

出 力 426キロワット

3 事実の経過

Aは、船体中央やや船尾寄りに操舵室を配した、遊漁船業に従事するときの最大搭載人員が旅客12人及び船員1人のFRP製小型兼用船で、同室前部中央に舵輪、その前方にGPSプロッター、右舷側に魚群探知機及び機関遠隔操縦装置がそれぞれ備えられ、a受審人が1人で乗り組み、令和2年2月24日早朝に瀬渡しを行った釣り客に昼食の弁当を配達する目的で、船首0.3メートル船尾1.5メートルの喫水をもって、同日10時20分高知県伊佐漁港を発し、同漁港西方沖合から足摺岬東方沖合にかけて点在する水上岩に向かった。

ところで、a受審人は、平素、水上岩に接岸して釣り客を移乗させる際、接岸前に機関を中立運転として接近し、船首張出し部先端（以下「船首先端」という。）を同岩に接岸した後、船体動揺で船首先端が水上岩から離れることのないよう、機関を前進にかけて機関回転数を上げ、同先端を同岩に押し付ける態勢をとっていた。

a受審人は、舵輪の右舷後方の操縦席に腰を掛けた姿勢で操船に当たり、伊佐漁港西方沖合の水上岩から順次釣り客に弁当を配り、途中のナギトリと称する水上岩で、足摺岬南西沖合のカミノヌノヒキと称する水上岩（以下「カミノヌノヒキ水上岩」という。）に瀬替わりを希望する釣り客1人を収容して同水上岩に向かい、10時59分足摺岬灯台から234度（真方位、以下同じ。）160メートルの地点で、針路をカミノヌノヒキ水上岩の北側中央部に向く180度に定め、1.0ノットの対地速力で、手動操舵により進行した。

a受審人は、釣り客を移乗させようと11時00分少し前機関を中立運転としてカミノヌノヒキ水上岩に接近し、11時00分僅か前足摺岬灯台から226度180メートルの地点で、船首先端を同水上岩に接岸したとき、うねりの影響による船体動揺で同先端がカミノヌノ

ヒキ水上岩から離れるおそれがあったが、風がほとんどなかったことから、船首先端を同水上岩に押し付ける態勢をとらずにいても釣り客が支障なく移乗できるものと思ひ、船首先端を水上岩に押し付ける態勢をとるなど、釣り客に対する安全確保の措置を十分にとらなかった。

こうして、a受審人は、機関を中立運転としたまま船首先端をカミノヌノヒキ水上岩に押し付ける態勢をとらずに接岸中、釣り客が同水上岩に移乗を行ったところ、うねりの影響による船体動揺で同先端がカミノヌノヒキ水上岩から離れた後に押し付けられ、11時00分足摺岬灯台から226度180メートルの地点において、Aは、船首が162度を向いたとき、移乗中の釣り客の左足が船首先端と同水上岩との間に挟まれた。

当時、天候は晴れで風力はほとんどなく、潮候は下げ潮の末期に当たり、発生地点付近には南東方から波高0.6メートルのうねりがあった。

その結果、釣り客が左頸骨遠位端骨折等を負った。

(原因及び受審人の行為)

本件釣客負傷は、足摺岬南西方沖合において、釣り客を水上岩に移乗させる際、釣り客に対する安全確保の措置が不十分で、同客の左足が船首先端と同岩との間に挟まれたことによって発生したものである。

a受審人は、足摺岬南西方沖合において、釣り客を水上岩に移乗させる場合、船首先端を水上岩に押し付ける態勢をとるなど、釣り客に対する安全確保の措置を十分にとるべき注意義務があった。しかし、a受審人は、風がほとんどなかったことから、同先端を水上岩に押し付ける態勢をとらずにいても釣り客が支障なく移乗できるものと思ひ、釣り客に対する安全確保の措置を十分にとらなかった職務上の過失により、釣り

客の左足が船首先端と同岩との間に挟まれる事態を招き，同客を負傷させるに至った。

以上の a 受審人の行為に対しては，海難審判法第 3 条の規定により，同法第 4 条第 1 項第 2 号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を 1 箇月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和 3 年 7 月 1 5 日

神戸地方海難審判所

審判官 鈴木 勲